

横植協会 28-11号
平成28年10月13日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第11号を送信します。

【輸入植物検疫措置の見直し（第4次改正）の施行日について】

輸入植物検疫措置の見直し（第4次改正）に係る植物防疫法施行規則の一部改正が、平成28年5月24日に公示され、非検疫有害動植物の追加、輸入禁止品に係る発生国・寄主植物の一部削除、栽培地検査対象地域の一部削除については、施行日と同日に既に施行されたところです。検疫有害動植物の追加、輸入禁止品対象病害虫の発生国・寄主植物の追加、輸出国での特別な検疫措置の追加についての施行は、公示から6ヶ月後となっており、**平成28年11月24日が施行日**となりますのでお知らせします。

特別な検疫措置の対象となる植物は、輸入検査日が基準日となることから、施行日(11月24日)又は以降に輸入検査が行われた場合は、特別な措置が必要となる植物には該当します。**施行日以降に輸入検査される特別な検疫措置対象植物で、植物検疫証明書に追記がない場合は輸入禁止となりますので御注意願います。**施行日と荷口の卸下日、検査申請書類の届出日、輸入検査日との対応を下表に示しました。輸入禁止品の見直しにより追加された輸入禁止植物については、植物が日本に卸下された日が基準日となります。

なお、新規に追加された栽培地検査対象植物については、平成29年5月24日が施行日となります。

輸出国での特別な検疫措置対象植物についての施行日と対応

施行日前	施行日	施行日後	対応
届出→卸下→ 検査			特別な措置対象外
届出→卸下 →	検査		特別な措置対象
卸下→届出 →	検査		特別な措置対象
届出 →	卸下	→ 検査	特別な措置対象
卸下 →	届出	→ 検査	特別な措置対象